



乳児の聴覚発達 チェック項目（例）

できた番号に○をしていきましょう

check !

- | | | |
|-----------|--------------------------|--|
| 4か月ごろ | ☐ | 名を呼ぶとゆっくりではあるが顔を向ける |
| | ☐ | 人の声(とくに聞きなれた母親の声)に振り向く |
| 6か月ごろ | ☐ | 突然の大きな音や声に、びっくりしてしがみついたり、泣き出したりする |
| | ☐ | 日常のいろいろな音(玩具、テレビの音、楽器音、戸の開閉など)に関心を示す(振り向く) |
| | ☐ | 声をかけるとサッと振り向く |
| | ☐ | テレビやラジオの音に敏感に振り向く |
| 7か月ごろ | ☐ | となりの部屋のもの音や、外の動物のなき声などに振り向く |
| 9か月ごろ | ☐ | 外のいろいろな音(車の音、雨の音、飛行機の音など)に関心を示す(音の方にはってゆく、または見まわす) |
| | ☐ | 「オイデ」、「バイバイ」など人のことば(身振りを入れずことばだけで命じて)に応じて行動する |
| 10か月ごろ | ☐ | 「ママ」、「マンマ」または「ネンネ」など、人のことばをまねていう |
| 11か月ごろ | ☐ | 音楽のリズムにあわせて身体を動かす |
| | ☐ | 「……チョウダイ」というと、そのものを手渡す |
| | ☐ | 「……どこ?」と聞くと、そちらを見る |
| 12～15か月ごろ | ☐ | 簡単なことばによるいいつけや、要求に応じて行動する |
| | ☐ | 目、耳、口、その他の身体部位をたずねると、指をさす |

※ きこえの発達は個人差がありますので、1～2か月ずれることがあります。

日本耳鼻咽喉科学会香川県地方部会（1997 年）. 田中美郷、進藤美津子による「乳児の聴覚発達 チェック項目表」を参考に作成、一部改変

※母子健康手帳の中にも、「保護者の記録」欄にきこえに関するチェックがありますので参考にしてください。

乳児の聴覚発達 チェック項目
できた番号に○をしていきましょう

月 齢	番号	項 目
0か月児	1	突然の音にビクッとする(Moro反射)
	2	突然の音に眼瞼がギュッと閉じる(眼瞼反射)
	3	眠っているときに突然大きな音がすると眼瞼が開く(覚醒反射)
1か月児	4	突然の音にビクッとして手足を伸ばす
	5	眠っていて突然の音に眼をさますか、または泣き出す
	6	眼が開いているときに急に大きな音がすると眼瞼が閉じる
	7	泣いているとき、または動いているとき声をかけると、泣きやむかまたは動作を止める
	8	近くで声をかける(またはガラガラを鳴らす)とゆっくり顔を向けることがある
2か月児	9	眠っていて、急に鋭い音がすると、ビクッと手足を動かしたりまばたきする
	10	眠っていて、子どものさわぐ声や、くしゃみ、時計の音、掃除機などの音に眼をさます
	11	話しかけると、アーとかウーとか声を出して喜ぶ(またはにこにこする)
3か月児	12	眠っていて突然音がすると眼瞼をピクッとさせたり、指を動かすが、全身がビクッとなることはほとんどない
	13	ラジオの音、テレビのスイッチの音、コマーシャルなどに顔(または眼)を向けることがある
	14	怒った声や、やさしい声、歌、音楽などに不安そうな表情をしたり、喜んだり、またはいやがったりする
4か月児	15	日常のいろいろな音(玩具、テレビの音、楽器音、戸の開閉など)に関心を示す(振り向く)
	16	名を呼ぶとゆっくりではあるが顔を向ける
	17	人の声(とくに聞きなれた母親の声)に振り向く
	18	不意の音や聞きなれない音、珍しい音に、はっきり顔を向ける
5か月児	19	耳もとに目覚まし時計を近づけると、コチコチという音に振り向く
	20	父母や人の声、録音された自分の声など、よく聞き分ける
	21	突然の大きな音や声に、びっくりしてしがみついたり、泣き出したりする
6か月児	22	話しかけたり歌をうたってやると、じっと顔を見ている
	23	声をかけると意図的にサッと振り向く
	24	テレビやラジオの音に敏感に振り向く
7か月児	25	となりの部屋のもの音や、外の動物のなき声などに振り向く
	26	話しかけたり歌をうたってやると、じっと口もとを見つめ、ときに声を出して答える
	27	テレビのコマーシャルや、番組のテーマ音楽の変わり目にパット向く
	28	叱った声(メッ! コラッ! など)や、近くで鳴る突然の音に驚く(または泣き出す)
8か月児	29	動物の鳴き声をまねるとキャッキャッいって喜ぶ
	30	機嫌よく声を出しているとき、まねてやると、またそれをまねて声を出す
	31	ダメッ! コラッ! などという、手を引っ込めたり、泣き出したりする
	32	耳もとに小さな音(時計のコチコチ音など)を近づけると振り向く
9か月児	33	外のいろいろな音(車の音、雨の音、飛行機の音など)に関心を示す(音の方にはってゆく、または見まわす)
	34	「オイデ」、「バイバイ」など人のことば(身振りを入れずことばだけで命じて)に応じて行動する
	35	となりの部屋でもの音をたてたり、遠くから名を呼ぶとはってくる
	36	音楽や、歌をうたってやると、手足を動かして喜ぶ
	37	ちょっとしたもの音や、ちょっとでも変わった音がするとハッと振り向く
10か月児	38	「ママ」、「マンマ」または「ネンネ」など、人のことばをまねていう
	39	気づかれぬようにして、そっと近づいて、ささやき声で名前を呼ぶと振り向く
11か月児	40	音楽のリズムにあわせて身体を動かす
	41	「……チョウダイ」というと、そのものを手渡す
	42	「……どこ?」と聞くと、そちらを見る
	43	となりの部屋でもの音がすると、不思議がって、耳を傾けたり、あるいは合図して教える
12～	44	簡単なことばによるいいつけや、要求に応じて行動する
15か月児	45	目、耳、口、その他の身体部位をたずねると、指をさす

田中美郷、進藤美津子による「乳児の聴覚発達 チェック項目表」

赤ちゃんのきこえ（聴覚）の検査について～新生児聴覚検査～（高知県作成）



お問い合わせはこちらへ

	市町村（中基広域連合）担当課	電話番号
高知市	母子保健課	088-855-7795
室戸市	保健介護課 室戸市保健福祉センターやすらぎ	0887-22-3100
安芸市	健康介護課健康ふれあい係	0887-32-0300
南国市	南国市こども家庭センター 母子保健係	088-863-7374
土佐市	健康づくり課 子どもの健康係	088-852-1501
須崎市	健康推進課	0889-42-1280
須毛市	健康推進課	0880-62-1235
土佐清水市	土佐清水市子育て世代包括支援センター虹彩にいろ	0880-87-9117
四万十市	子育て世代包括支援センターへびはく	0880-34-8015
	西土佐保健分室保健係（保健センター）	0880-52-1132
香南市	健康対策課	0887-50-3011
香美市	健康推進課	0887-52-9281
東洋町	住民課 保健衛生係	0887-29-3394
中基広域連合	保健福祉課	0887-38-8212
奈半利町	住民福祉課	0887-38-8181
田野町	田野町保健センター	0887-38-8212
安田町	安田町保健センター	0887-38-6678
北川村	住民課（北川村子育て世代包括支援センター）	0887-32-1214
馬路村	健康福祉課	0887-44-2112
芸西村	芸西村子育て世代包括支援センター	0887-37-9581
本山市	健康福祉課 健康福祉班	0887-70-1060
大豊町	大豊町子育て世代包括支援センター（地域福祉課健康づくり班）	0887-72-0450
土佐町	土佐町子育て世代包括支援センター（健康福祉課健康係）	0887-82-0442
大川村	保健福祉課	0887-84-2211
いの町	ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）	088-893-3811
仁淀川町	健康福祉課 健康推進係	0889-35-0888
中土佐町	中土佐町こどもセンター（健康福祉課）	0889-52-2533
佐川町	佐川町健康福祉課	0889-22-7705
越知町	保健福祉課（越知町保健福祉センター）	0889-26-3211
橋原町	保健福祉課 子育て世代包括支援センター	0889-65-1170
日高村	健康福祉課	0889-24-5197
津野町	健康福祉課（子育て世代包括支援センター「はつとく」）	0889-55-2151
四万十町	四万十町こども家庭センター「風」（健康福祉課）	0880-22-3115
	大正地域振興局町民生活課	0880-27-0112
	十和地域振興局町民生活課	0880-28-5112
黒潮町	本庁 健康福祉課 保健衛生係	0880-43-2836
	佐賀支所 地域住民課 保健センター	0880-55-7373
大月町	健康福祉課（子育て世代包括支援センター）	0880-73-1365
三原村	住民課 保健衛生係	0880-46-2111

発行 高知県子ども・福祉政策部子育て支援課
電話 088-823-9659

(令和6年4月1日現在)



**生まれつき
耳のきこえにくい
お子さんは
1,000人におよそ
1～2人といわれています。**

検査場所と時期は？

新生児聴覚検査は、県内の出産ができる全ての産科医療機関で出産後入院期間中に行われます。

どんな検査方法？

高知県では、自動聴性脳幹反応（自動ABR）という検査方法により、生まれて間もない時期に、きこえの程度を推測できるようになっています。お子さんが寝ている間に数分程度で終了する安全な検査で薬も使いません。

費用は？

○高知県では、平成29年度からすべての市町村で検査費用を負担しています。

○高知県内の産科医療機関で出産し、検査を受けた場合、検査費用（1回目・2回目（再検査））は全て無料です。

○お住まいの市町村で新生児聴覚検査受診票が交付されています。

○里帰り出産により県外の産科医療機関で出産される場合については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

**お子さんの成長していくなかで、
中耳炎やおたふくかぜ
などが原因で、
きこえに問題が出てくる
場合もあります。**

**きこえにくさを早い段階で発見し、
適切な療育を受けることで、
お子さんのその後のことばの発達や、
コミュニケーションの獲得に
つながっていきます。**

検査を行う時には、「新生児聴覚検査（きこえの検査）申込書兼同意書」への署名が必要です。

① 1回目の検査で、中耳にたまった羊水や耳あかなどにより、音への反応が得られず、再検査になる場合があります。退院までに再検査を行う場合があります。

② 検査の結果、より詳しい検査が必要となった場合は、サイトメガロウイルスの尿検査を実施することが推奨されています。また、産科医療機関から聴力の精密検査の説明がありますので、受診しやすい精密検査等医療機関を選んでください。予約が取れましたら、診療情報提供書を持って必ず検査を受けてください。

県内の精密検査等を実施している医療機関（耳鼻咽喉科）

精密検査：高知大学医学部附属病院
高知県立療育福祉センター
二次検査：高知県立幡多けんみん病院

令和6年度版（毎年度改訂しています）

都道府県
市 町 村
特 別 区
各
母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について

新生児聴覚検査については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成 19 年 1 月 29 日雇児母発第 0129002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により行われているところである。

今般、小児難聴の主要な原因の一つである先天性サイトメガロウイルス感染症について、

・ 医師主導治験の成果により、症候性先天性サイトメガロウイルス感染児に対して早期に抗ウイルス薬による治療を実施することにより、難聴の進行を抑制する新たな知見が示され、当該抗ウイルス薬が、症候性先天性サイトメガロウイルス感染症に対する治療薬として初めて保険適用されたこと

・ 関連する診療ガイドライン等において、新生児聴覚検査の確認検査でリファアー（要再検）になった場合、生後 21 日以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を行うことが強く推奨されていること（別紙 2 参照）

を踏まえ、同通知の一部を別紙 1 新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれましては、十分御了知の上、貴管内市区町村及び関係団体等に周知図られたい。

国からの通知

記

○改正の内容

- ・ 市町村は、新生児聴覚検査の受診結果を確認し、確認検査でリファアー（要再検）となった児に対しても適切な指導援助を行うよう努めること
- ・ 市町村は、周知啓発に当たり、確認検査でリファアー（要再検）となった児の保護者に対し、必要に応じて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査についての情報提供を行うことも考慮すること
- ・ 都道府県の協議会において、確認検査でリファアー（要再検）となった児に対する先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が強く推奨されていることを踏まえた対応についても協議すること
- ・ 別添 1 「医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項」において、検査を実施する医療機関は、新生児聴覚検査の確認検査でリファアー（要再検）となったケースについて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を遅滞なく実施できる体制を整える等の検査体制の整備や適切な対応を行うこと
- ・ 別添 2 「新生児聴覚検査の流れ」において、確認検査でリファアー（要再検）となった場合、生後 21 日以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を実施することが推奨される旨を追記したこと

雇用母発第 0129002 号 平成 19 年 1 月 29 日	
[改正経過]	
平成 28 年 3 月 29 日	雇用母発 0329 第 2 号
平成 28 年 9 月 30 日	雇用母発 0930 第 3 号
平成 29 年 12 月 28 日	子母発 1228 第 1 号
令和 2 年 3 月 31 日	子母発 0331 第 3 号
令和 4 年 7 月 21 日	子母発 0721 第 1 号
令和 5 年 10 月 3 日	こ成母第 2 7 7 号

都道府県
各 市 町 村
特 別 区

母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

新生児聴覚検査の実施について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

このため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、下記に御留意の上、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いする。

都道府県におかれては、本通知の内容を御了知の上、新生児聴覚検査の意義等に係る管内広域にわたる周知啓発や、療育機関や医療機関等の関係機関との連携体制づくり等について、積極的な取組と管内市区町村への周知・指導を行っていただくようお願いする。また、医療機関に対する周知啓発に当たっては、別添 1 及び別添 2 の資料を参考とされた

い。
なお、新生児聴覚検査費については、平成 18 年度をもって国庫補助を廃止し、平成 19 年度より市町村に対して地方交付税措置が講じられてきたところであるが、令和 4 年度には、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施実態を踏まえ、これまでの少子化対策に関係する経費の内数としての算定から、保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として所要の金額が計上されたことを申し添える。

おって、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 新生児聴覚検査の実施について

（1）市町村は、聴覚検査方法の開発や新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器の普及等により、大半の医療機関において聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されている状況を踏まえ、管内の全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう、次の取組を行うよう努めること。

① 新生児の訪問指導や乳幼児全戸訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、以下を行うこと。

ア 新生児聴覚検査の受診状況を確認し、検査を受けていない児がいた場合、保護者等に対し、検査の受診勧奨を行うこと。その際、病院の外來で検査を受診できる機関も併せて案内する。

なお、当該機関の把握に際しては、都道府県が主催する協議会などを活用するなどにより、情報収集を行う。

イ 新生児聴覚検査の受診結果を確認し、確認検査でリファア（要再検）となった児や要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。

なお、検査の結果、支援が必要と判断された児に対する療育は、遅くとも生後 6 か月頃までに開始されることが望ましいこととされていることから、その時期までに管内の新生児を含む全ての乳児に対し受診状況の確認を行うよう努めること。

また、確認した受診状況等については、市町村においてとりまとめ、継続的な検査実施状況等（受診者数、未受診者数、受診率、検査結果、要支援児数等）の把握に活用すること。

② 新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図ること。

（2）市町村は、（1）の取組を行うに当たって、検査により把握された要支援児に対する療育 I が遅滞なく実施されるよう、別添 2 の新生児聴覚検査の流れを参考とすること。

2 周知啓発

市町村は、周知啓発に当たり次に留意すること。

（1）市町村は、リファア（要再検）となった児の保護者について、精密検査を要する際や、聴聴と診断された場合に、精密検査機関のリスト（別添 2 参照）やロードマップ等を活用して、遅滞なく精密検査を受検できるよう勧奨することが望ましい。また、確認検査でリファア（要再検）となった児の保護者に対し、必要に応じて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査についての情報提供を行うことも考慮すること。

なお、ロードマップの作成に当たっては、平成 31 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」（以下「手引き書の例」という。）を参考とすること。

（2）精密検査後の療育については、児のニーズに応じた選択肢（手話、補聴器、人工内耳等）などの情報提供を適切に行う。

【別添 1】

医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項

1 検査体制の整備

- (1) 分娩取扱機関においては、必要な検査機器の整備及び検査担当者の配置、又は、検査を実施する医療機関との連携体制の構築により、出生児に対し新生児聴覚検査を早期に実施できる体制を整えること。新生児聴覚検査を実施する機関（以下「検査機関」という。）については、リファーマ（要再検）のケースについては、精密検査を実施する医療機関に適切につなげられるよう、連携体制の構築を図ること。
- (2) 確認検査でリファーマ（要再検）となった児が、生後3週間以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を受けることが推奨されていることを踏まえ、検査機関においては、新生児聴覚検査の確認検査でリファーマ（要再検）となったケースについて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を必要に応じて遅滞なく実施できる体制を整えること。また、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が陽性のケースについては、適切な治療を行うことができる体制（小児科等の医療機関との連携体制を含む）の構築を図ること。
- (3) 精密検査を実施する医療機関は、精密検査の結果、異常があると認められた児に対する療育が早期に開始されるよう、療育機関との連携体制の構築を図ること。

2 検査機関における対応

- (1) 検査機関は、検査の実施に当たり、保護者に誤解や過剰な不安感を与えないよう、保護者に対し、検査の目的・内容・方法についてわかりやすく説明するよう努めること。
- (2) 検査機関は、検査の結果、リファーマ（要再検）のケースについては、保護者に対し十分な説明を行うよう努めること。また、確認検査でリファーマ（要再検）のケースについては、生後3週間以内の先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を実施することが推奨されていることに留意し、適切な対応を行うこと。
- (3) 検査機関は、保護者に説明し同意を得た上で、母子健康手帳に検査機器・検査年月日・結果等を記録すること若しくは検査結果の写しを添付すること、又は、検査結果の写しを保護者に渡すことに努めること。指定養育医療機関において、聴覚検査を実施する場合においても同様であること。

3 検査時期

- (1) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後3日以内に行う初回検査の結果、リファーマ（要再検）のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこと。
- (2) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施しない場合は、出生児が退院後可能な限り早期に検査を受診できるよう、検査機関との連携を図ること。その際、確認検査でリファーマ（要再検）となった児が、生後3週間以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を受けることが推奨されていることを踏まえ、出生児が早期に検査を受診できるよう、留意すること。

なお、情報提供するための選択肢については、都道府県が設置する協議会を活用するなど、都道府県や関係機関と連携し、地域資源の把握に努めること。

- (3) 新生児聴覚検査の目的や検査方法等について、保護者又は関係者等に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。
- (4) 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両（母）親学級等の機会を活用し、住民に対し新生児聴覚検査についての普及啓発を行うこと。

3 関係機関の連携等

- (1) 都道府県は、管内の市町村において、新生児に対する検査が適切に実施され、検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑に行われるよう、行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、地域の医師会、患者会等の関係機関・関係団体から構成される協議会を開催し、都道府県単位で連携体制を構築すること。

協議会においては、市町村における実施状況等（公費負担の実施、検査の受診者数・未受診者数・受診率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握し、必要な対策について協議すること。その際、確認検査でリファーマ（要再検）となった児に対する先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が強く推奨されていることを踏まえた対応についても協議すること。

- (2) 市町村は、公費負担に係る産科医療機関からの請求書などを通して、検査日時・受検結果・検査機器・リファーマ（要再検）の状況を把握するよう努める。

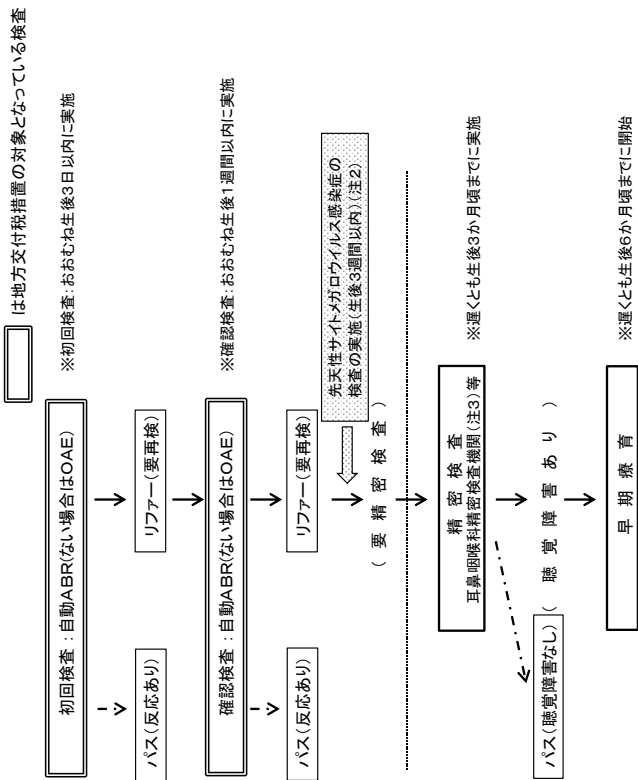
その際、医療機関と連携する中で、詳細な報告書を得られる場合には、リファーマ（要再検）となった児に対して、医療機関が紹介した精密検査機関名等を把握するよう努めること。

- (3) (1) の連携体制のもとで、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施できるよう、手引き等を作成することが望ましい。その際、手引き書の例を参考にすること。

- (4) 検査結果等の個人情報取扱いには十分留意すること。

【別添2】

新生児聴覚検査の流れ（注1）



注1: 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、上記にかかわらず、医師により適切に判断されることが望ましい。

注2: 確認検査でリファ- (要再検)であった場合、生後3週間以内に尿を採取し、先天性サイトメガロウイルス感染症の尿検査を実施することが強く推奨されている。

注3: 日本耳鼻咽喉科学会が定める「新生児聴覚スクリーニング後の精密検査機関リスト」を参照すること。
https://www.libka.or.jp/modules/hearingloss/index.php?content_id=9

< 用語解説 >

新生児聴覚検査
... 新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査

自動ABR(自動聴性脳幹反応 (Automated Auditory Brainstem Response))
... 新生児聴覚スクリーニング用の聴性脳幹反応検査。自動判定機能をもたせるもので、判定基準は35dBに設定される

ABR(聴性脳幹反応 (Auditory Brainstem Response))
... 睡眠下に刺激音を聴かせて頭皮上から得られる聴性電位変動で、聴覚脳幹機能を評価する検査

OAE(耳音響放射 (Otoacoustic Emissions))
... 内耳から外耳道へ放射される微弱な音響信号を顕微鏡で得られる反応で、内耳有毛細胞機能を評価する検査

- (3) 精密検査は、遅くとも生後3か月頃までに実施することが望ましいこと。精密検査を実施する機関は、予約待機時間等、診断に遅れが生じないように配慮すること。
- (4) 精密検査の結果、支援が必要と判断された児については、保護者に、児のニーズに応じた療育の選択肢（手話、補聴器、人工内耳等）等の適切な情報提供を行ううえで、遅くとも生後6か月頃までに療育が開始されることが望ましいこと。
- (5) 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、（1）から（4）までにかかわらず、医師により適切に判断されることが望ましいこと。

4 検査方法

聴神経難聴スペクトラム (Auditory neuropathy spectrum disorders (ANS)) では、内耳機能は正常又は正常に近いため耳音響放射検査 (OAE) ではパス（反応あり）となるものの、聴神経機能は異常であるため自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）ではリファ-（要再検）となる。このため、初回検査及び確認検査は自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）で実施することが望ましいこと。

5 その他

検査機関は、新生児聴覚検査の精度の維持向上を図ることが望ましいこと。